

大阪市市税条例等の一部を改正する条例急決専決処分報告について

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）の一部が平成27年4月1日から施行されることに伴い、大阪市市税条例等の一部を改正する必要が生じたが、急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年3月31日市長において次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

平成27年5月22日

大阪市長 橋 下 徹

大阪市市税条例等の一部を改正する条例

（大阪市市税条例の一部改正）

第1条 大阪市市税条例（昭和29年大阪市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「掲げる日」を「定める日」に、「ため」を「ための」に、「するに」を「するの」に、「ときは、その」を「場合には、当該適することとなつた」に改め、同項第1号及び第2号中「納付し」を「、納付し、」に改め、同項第3号中「申告書又は修正申告書の提出によつて納付すべき額」を「更正又は決定により納付すべき税額」に、「限る。」を「あつては、更正の請求に基づくものに限る。以下この号及び」に、「同じ。）」を「同じ。）又は所得税の申告書（所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書及び同項第39号に規定する修正申告書をいう。以下この号及び第5項において同じ。）の提出」に、「納付し」を「、納付し、」に、「通知」を「通知が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日又は所得税の申告書の提出」に改め、同条第2項第3号中「仮差押」を「仮差押

え」に改め、同条第3項中「さかのぼつて」を「遡つて」に改め、同条第4項中「基き」を「基づき」に、「掲げる日」を「定める日」に改め、同条第5項中「所得税の更正」を「所得税の更正又は所得税の申告書の提出」に、「掲げる」を「定める」に改める。

第25条の2第5項中「字句は、」を「字句は、それぞれ」に、「にそれぞれ読み替える」を「とする」に改め、同項の表第30条の2第1項の表の第1号オの項中「の資本金等の額」を「の資本金等の額（法第294条の2第5項の規定により読み替えて適用される法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この条において同じ。）」に改め、同表中第30条の2第4項の項を次のように改める。

第30条の2第5項から 第7項まで)の資本金等の 額)に係る固有法人の資本金等の 額
----------------------	--------------	---------------------

第30条の2中第4項を次のように改める。

- 4 第1項の場合において、第2項第1号から第3号までに掲げる法人の従業者数の合計数は、それぞれこれらの号に定める日現在における従業者数の合計数による。

第30条の2に次の3項を加える。

- 5 第2項第1号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、同号に定める日（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、政令で定める日）現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表の第1号オ中「資本金等の額が」とあるのは「第2項第1号に定める日（同法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告

書を提出する義務があるものにあつては、第5項に規定する政令で定める日。以下この表において同じ。) 現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」と、同表の第2号から第9号までの規定中「資本金等の額が」とあるのは「第2項第1号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

6 第2項第2号に掲げる法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、政令で定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「第6項に規定する政令で定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

7 第2項第3号に掲げる法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、同号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「第2項第3号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第52条第2項中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に、「第2条第12号の7の4」を「第2条第12号の7の2」に改め、同条第8項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に改める。

第64条第7項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第8項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第9項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第23項の前の見出しを「(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例)」に改め、同項から附則第26項までの規定中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第27項第1号中「平成23年度」を「平成26年度」に改め、同項第2号中「平

成24年度」を「平成27年度」に改め、同号イ中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同項第3号中「平成25年度」を「平成28年度」に改め、同号イ中「平成26年度」を「平成29年度」に改め、同項第4号中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第28項の前の見出しを「(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例)」に改め、同項中「平成25年度及び平成26年度」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第28項の2第2号中「平成26年度」を「平成29年度」に改め、同号ア中「平成25年度分」を「平成28年度分」に改め、同号イ中「平成25年度分」を「平成28年度分」に、「地方税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(以下「平成26年改正前の地方税法」という。)」を「法」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「平成25年度」を「平成28年度」に改め、同号ア中「平成24年度分」を「平成27年度分」に改め、同号イ中「平成24年度分」を「平成27年度分」に、「地方税法の一部を改正する法律(平成25年法律第3号)第1条の規定による改正前の法(以下「平成25年改正前の地方税法」という。)」を「法」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 平成27年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

ア イに掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る平成26年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第64条の2の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額)

イ 平成26年度分の固定資産税について大阪州市税条例等の一部を改正する条例(平成27年大阪州市条例第75号)第1条の規定による改正前のこの条例(以

下「平成27年改正前の条例」という。) 附則第23項から第27項までの規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額(当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(以下「平成27年改正前の地方税法」という。)第349条の3又は平成27年改正前の地方税法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)

附則第28項の3各号列記以外の部分中「附則第27項第3号」を「附則第27項第2号に掲げる宅地等で平成27年度に係る賦課期日において附則第28項の表の左欄に掲げる宅地等に該当するもののうち当該宅地等の類似土地が平成26年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の右欄に掲げる宅地等に該当したもの(以下この項において「平成27年度類似用途変更宅地等」という。)、附則第27項第3号」に、「平成25年度に」を「平成28年度に」に、「附則第28項の表」を「同表」に、「平成24年度」を「平成27年度」に、「平成25年度類似用途変更宅地等」を「平成28年度類似用途変更宅地等」に、「平成26年度に」を「平成29年度に」に、「平成26年度類似用途変更宅地等」を「平成29年度類似用途変更宅地等」に、「かかわらず」を「かかわらず、平成27年度類似用途変更宅地等に係る平成27年度分の固定資産税にあつては第1号に掲げる額」に、「平成25年度分」を「平成28年度分」に、「第1号」を「第2号」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に、「第2号」を「第3号」に改め、同項第2号中「平成26年度類似用途変更宅地等」を「平成29年度類似用途変更宅地等」に、「平成25年度分」を「平成28年度分」に、「平成26年度に」を「平成29年度に」に、「平成25年度に」を「平成28年度に」に、「次項第2号」を「次項第3号」に、「平成25年度類似特定用途宅地等」を「平成28年度類似特定用途宅地等」に、「平成25年度類似課税標準額」を「平成28年度類似課税標準額」に改め、同号

を同項第3号とし、同項第1号中「平成25年度類似用途変更宅地等」を「平成28年度類似用途変更宅地等」に、「平成24年度分」を「平成27年度分」に、「平成25年度に」を「平成28年度に」に、「平成24年度に」を「平成27年度に」に、「次項第1号」を「次項第2号」に、「平成24年度類似特定用途宅地等」を「平成27年度類似特定用途宅地等」に、「平成24年度類似課税標準額」を「平成27年度類似課税標準額」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 当該平成27年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る平成26年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該平成27年度類似用途変更宅地等が平成27年度に係る賦課期日において該当した附則第28項の表の左欄に掲げる宅地等に平成26年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において固定資産税を課されたもの（以下この号及び次項第1号において「平成26年度類似特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において区内に所在したものに係る平成26年度類似課税標準額の総額を当該平成26年度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において区内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

附則第28項の4第2号中「平成25年度類似課税標準額」を「平成28年度類似課税標準額」に改め、同号ア中「平成25年度類似特定用途宅地等」を「平成28年度類似特定用途宅地等」に、「平成25年度分」を「平成28年度分」に改め、同号イ中「平成25年度分」を「平成28年度分」に、「平成25年度類似特定用途宅地等」を「平成28年度類似特定用途宅地等」に、「平成26年改正前の地方税法」を「法」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「平成24年度類似課税標準額」を「平成27年度類似課税標準額」に改め、同号ア中「平成24年度類似特定用途宅地等」を「平成27年度類似特定用途宅地等」に、「平成24年度分」を「平成27年度分」に改め、同号イ中「平成24年度分」を「平成27年度分」に、「平成24年度類似特定用途宅地等」

を「平成27年度類似特定用途宅地等」に、「平成25年改正前の地方税法」を「法」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 平成26年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

ア イに掲げる平成26年度類似特定用途宅地等以外の平成26年度類似特定用途宅地等 当該平成26年度類似特定用途宅地等に係る平成26年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該平成26年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第64条の2の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

イ 平成26年度分の固定資産税について平成27年改正前の条例附則第23項から第27項までの規定の適用を受ける平成26年度類似特定用途宅地等 当該平成26年度類似特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該平成26年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について平成27年改正前の地方税法第349条の3又は平成27年改正前の地方税法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

附則第28項の5中「平成25年度及び平成26年度」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第29項の見出しを「(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例)」に改め、同項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第43項の前の見出しを「(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)」に改め、同項から附則第44項までの規定中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第46項の前の見出しを「(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して

課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)」に改め、同項中「平成25年度及び平成26年度」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第46項の2第2号中「平成26年度」を「平成29年度」に改め、同号ア中「平成25年度分」を「平成28年度分」に改め、同号イ中「平成25年度分」を「平成28年度分」に、「平成26年改正前の地方税法」を「法」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「平成25年度」を「平成28年度」に改め、同号ア中「平成24年度分」を「平成27年度分」に改め、同号イ中「平成24年度分」を「平成27年度分」に、「平成25年改正前の地方税法」を「法」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 平成27年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

ア イに掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る平成26年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第136条の2の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

イ 平成26年度分の都市計画税について平成27年改正前の条例附則第43項から第45項までの規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について平成27年改正前の地方税法第349条の3（第20項を除く。）又は平成27年改正前の地方税法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

附則第46項の3各号列記以外の部分中「附則第27項第3号」を「附則第27項第2号に掲げる宅地等で平成27年度に係る賦課期日において附則第46項の表の左欄に掲げる宅地等に該当するもののうち当該宅地等の類似土地が平成26年度に係る賦課期

日においてそれぞれ同表の右欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「平成27年度類似用途変更宅地等」という。）、附則第27項第3号に、「平成25年度に」を「平成28年度に」に、「附則第46項の表」を「同表」に、「平成24年度」を「平成27年度」に、「平成25年度類似用途変更宅地等」を「平成28年度類似用途変更宅地等」に、「平成26年度に」を「平成29年度に」に、「平成26年度類似用途変更宅地等」を「平成29年度類似用途変更宅地等」に、「かかわらず」を「かかわらず、平成27年度類似用途変更宅地等に係る平成27年度分の都市計画税にあつては第1号に掲げる額」に、「平成25年度分」を「平成28年度分」に、「第1号」を「第2号」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に、「第2号」を「第3号」に改め、同項第2号中「平成26年度類似用途変更宅地等」を「平成29年度類似用途変更宅地等」に、「平成25年度分」を「平成28年度分」に、「平成26年度に」を「平成29年度に」に、「平成25年度に」を「平成28年度に」に、「次項第2号」を「次項第3号」に、「平成25年度類似特定用途宅地等」を「平成28年度類似特定用途宅地等」に、「平成25年度類似課税標準額」を「平成28年度類似課税標準額」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「平成25年度類似用途変更宅地等」を「平成28年度類似用途変更宅地等」に、「平成24年度分」を「平成27年度分」に、「平成25年度に」を「平成28年度に」に、「平成24年度に」を「平成27年度に」に、「次項第1号」を「次項第2号」に、「平成24年度類似特定用途宅地等」を「平成27年度類似特定用途宅地等」に、「平成24年度類似課税標準額」を「平成27年度類似課税標準額」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 当該平成27年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る平成26年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該平成27年度類似用途変更宅地等が平成27年度に係る賦課期日において該当した附則第46項の表の左欄に掲げる宅地等に平成26年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において都市計画税を課されたもの（以下この号及び次項第1号におい

て「平成26年度類似特定用途宅地等」という。)で同年度に係る賦課期日において区内に所在したものに係る平成26年度類似課税標準額の総額を当該平成26年度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において区内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

附則第46項の4第2号中「平成25年度類似課税標準額」を「平成28年度類似課税標準額」に改め、同号ア中「平成25年度類似特定用途宅地等」を「平成28年度類似特定用途宅地等」に、「平成25年度分」を「平成28年度分」に改め、同号イ中「平成25年度分」を「平成28年度分」に、「平成25年度類似特定用途宅地等」を「平成28年度類似特定用途宅地等」に、「平成26年改正前の地方税法」を「法」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「平成24年度類似課税標準額」を「平成27年度類似課税標準額」に改め、同号ア中「平成24年度類似特定用途宅地等」を「平成27年度類似特定用途宅地等」に、「平成24年度分」を「平成27年度分」に改め、同号イ中「平成24年度分」を「平成27年度分」に、「平成24年度類似特定用途宅地等」を「平成27年度類似特定用途宅地等」に、「平成25年改正前の地方税法」を「法」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 平成26年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

ア イに掲げる平成26年度類似特定用途宅地等以外の平成26年度類似特定用途宅地等 当該平成26年度類似特定用途宅地等に係る平成26年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該平成26年度類似特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第136条の2の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

イ 平成26年度分の都市計画税について平成27年改正前の条例附則第43項から第45項までの規定の適用を受ける平成26年度類似特定用途宅地等 当該平成

26年度類似特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該平成26年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について平成27年改正前の地方税法第349条の3（第20項を除く。）又は平成27年改正前の地方税法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

附則第46項の5中「平成25年度及び平成26年度」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第47項の見出しを「(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)」に改め、同項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第110項及び第111項（同項の前の見出しを含む。）を次のように改める。

110及び111 削除

附則第112項の前に見出しとして「(法人の市民税に係る特例)」を付し、同項中「第42条の10第5項又は」を「第42条の10第5項、」に、「の規定により法人税額について」を「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）附則第73条第1項の規定によりその例によることとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の4第11項の規定により」に、「第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項」を「又は第63条第1項の規定により加算された金額」に、「とあるのは「第62条の3第1項若しくは第8項」を「とあるのは「」に、「又は所得税法等の一部を改正する法律」を「若しくは所得税法等の一部を改正する法律」に、「」とする」を「の規定により加算された金額又は所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）附則第73条第1項の規定によりその例によることとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の4第11項の規定により加算された金額（同条第6項又は第7項の規定により控除された金額

に限る。)」とする」に改める。

附則第115項中「附則第15条第20項」を「附則第15条第22項」に改める。

附則第132項及び第135項中「第27項」を「第29項」に改める。

(大阪州市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大阪州市税条例の一部を改正する条例（平成26年大阪市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち大阪州市税条例第30条の2第4項の改正規定を削る。

附則第1項第3号中「改正規定」を「改正規定（同条第2号ア中「3,100円」を「3,900円」に、「5,500円」を「6,900円」に、「7,200円」を「10,800円」に、「3,000円」を「3,800円」に、「4,000円」を「5,000円」に改める部分に限る。）」に改め、同項第5号中「、第30条の2第4項」を削り、「並びに同条例第53条の4の2第1項及び」を「、同条例第53条の4の2第1項の改正規定、同条例第84条の改正規定（同条第2号ア中「3,100円」を「3,900円」に、「5,500円」を「6,900円」に、「7,200円」を「10,800円」に、「3,000円」を「3,800円」に、「4,000円」を「5,000円」に改める部分を除く。）並びに同条例」に、「第15項、第16項」を「第14項の2から第16項まで」に改める。

附則第14項中「第84条」を「第84条第2号ア（3輪のもの及び4輪以上のものに係る部分に限る。）」に改め、同項の次に次の1項を加える。

14の2 新条例第84条第1号、第2号ア（2輪のもの（側車付のものを含む。）及びその他のものに係る部分に限る。）及びイ並びに第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条中大阪州市税条例の一部を改正する条例附則第1項第3号及び第5号の改正規定、同条例附則第14項

の改正規定並びに同項の次に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(還付加算金に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の大阪州市税条例(以下「新条例」という。)第9条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に還付のため支出を決定し、又は充当する過納金に加算すべき金額について適用する。ただし、施行日前に所得税についての更正の請求又は所得税の申告書(同項第3号に規定する所得税の申告書をいう。以下この項において同じ。)の提出が行われた場合において、当該更正の請求に基づく更正又は当該所得税の申告書の提出に基因してされた賦課決定により、納付し、又は納入すべき額が減少した市税に係る過納金に加算すべき金額については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

- 3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第52条第1項の規定によって申告納付する法人で法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。)に規定する申告書を提出する義務があるもの並びに新条例第52条第2項の規定によって申告納付する法人及び同条第3項の規定によって納付する法人の施行日以後に開始する最初の事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する最初の連結事業年度分の法人の市民税についての新条例第30条の2第1項の規定の適用については、同項中「資本金等の額が」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額が」とし、同条第5項及び第6項の規定は、適用しないものとする。この場合において、この条例による改正前の大阪州市税条例第30条の2第4項の規定は、なおそ

の効力を有する。

5 新条例第53条第1項に規定する法人について、同項に規定する連結適用前欠損金額又は同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額がある場合における当該連結適用前欠損金額又は当該連結適用前災害損失欠損金額に係る同条第2項の規定の適用については、次に定めるところによる。

(1) 当該法人の新条例第53条第1項に規定する最初連結事業年度（以下この項において「最初連結事業年度」という。）の開始の日（2以上の最初連結事業年度の開始の日がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は当該連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度の開始の日。次号において同じ。）が平成24年4月1日前である場合には、新条例第53条第2項中「法第321条の8第6項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第15条第10項第1号の規定により読み替えられた法第321条の8第6項」とする。

(2) 当該法人の最初連結事業年度の開始の日が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間である場合には、新条例第53条第2項中「法第321条の8第6項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第15条第10項第2号の規定により読み替えられた法第321条の8第6項」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

6 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

7 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

大阪市市税条例 (抄)

(還付加算金)

第9条 過誤納金を前2条の規定により還付し、又は充当する場合には、次の各号に掲げる過誤納金の区分に従い当該各号に掲げる日の翌日から市長が還付のため 支出を決定した日又は充定める ための

当をした日 (同日前に充当をするに 適することとなつた日があるときは、その 場合には、当該適すること

日) までの期間の日数に応じ、その金額に年7.3パーセントの割合を乗じて計算したとなつた

金額 (以下「還付加算金」という。) をその還付又は充当をすべき金額に加算する。

(1) 更正、決定若しくは賦課決定 (普通徴収の方法によつて徴収する市税の税額を確定する処分をいい、特別徴収の方法によつて徴収する個人の市民税に係る特別徴収税額を確定する処分を含む。以下この条において同じ。)、第52条第6項若しくは第8項の規定による申告書 (法人税に係る更正若しくは決定によつて納付すべき法人税額又は法人税に係る更正若しくは決定によつて納付すべき連結法人税額 (同条第4項に規定する連結法人税額をいう。次条第4項において同じ。)) に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した市民税の法人税割額に係るものに限る。) の提出又は過少申告加算金、不申告加算金若しくは重加算金の決定により納付し 又は納入すべき額が確定した徴収金 (当該徴収金に係る市税に係る延滞、納付し、

金を含む。) に係る過納金 (次号及び第3号に掲げるものを除く。) 省 略

(2) 更正の請求に基づく更正 (当該請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。) により納付し 又は納入すべき額が減少した市税 (当、納付し、

該市税に係る延滞金を含む。次号において同じ。) に係る過納金 省 略

(3) 所得税の更正 (申告書又は修正申告書の提出によつて納付すべき額が確定した所得税額に 更正又は決定により納付すべき税額

つき行われた更正にあつては、更正の請求に基づくものに限る。以下この号及び第5項において同じ。) 又は所得税の申告書 (所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書及び同項第39号に規定する修正申告書をいう。以下この号及び第5項において同じ。) の提出に基因してされた賦課決定により納付し 又は納入すべき額が減少した市税に係る過納金、納付し、

当該賦課決定の基因となつた所得税の更正の通知が**発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日又は所得税の申告書の提出がされた日の翌日から起算して1月を経過する日**

(4) 省 略

2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間を同項に規定する期間から控除する。

(1)-(2) 省 略

(3) 過誤納金の返還請求権につき**仮差押** がされたとき その**仮差押** がされている期間
仮差押え **仮差押え**

3 2以上の納期又は2回以上の分割納付若しくは分割納入に係る徴収金につき過誤納を生じた場合には、その過誤納金については、その過誤納金の額に相当する徴収金に達するまで、納付又は納入の日の順序に従い最後に納付又は納入された金額から順次**さかのぼつて求めた金額か**
遡つて

らなるものとみなして、第1項の規定を適用する。

4 適法に納付され、又は納入された徴収金が、その適法な納付又は納入に影響を及ぼすことなくその納付し、又は納入すべき額を変更する法律又は条例の規定に**基き** 過納となつたときは、
基づき

その過納金については、これを第1項第4号に掲げる過誤納金と、その過納となつた日を同号に掲げる日とそれぞれみなして、同項の規定を適用する。

定める

5 徴収金の納付又は納入があつた場合において、その課税標準の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づき、その市税について更正（更正の請求に基づく更正を除く。）又は賦課決定（所得税の更正**又は所得税の申告書の提出**に基因してされた賦課決定を除く。）が行われたときは、その更正又は賦課決定により過納となつた金額に相当する徴収金については、その更正又は賦課決定の日の翌日から起算して1月を経過する日（普通徴収の方法によつて徴収する市税について、当該賦課決定前にこれらの理由に基づき納付すべき税額が過納となる旨の申出があつた場合には、当該1月を経過する日と当該申出のあつた日の翌日から起算して3月を経過する日とのいずれか早い日）を第1項各号に**掲げる日とみなして、同**
定める

項の規定を適用する。

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第25条の2 省 略

2-4 省 略

5 第1項、第2項及び前項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合においては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替える。
とする。

第30条の2第1項の表の第1号オ	資本金等の額が	当該法人に係る固有法人（法人課税信託の受託者である法人について、第25条の2第1項及び第2項の規定により、当該法人課税信託に係る同条第1項に規定する固有資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。）の資本金等の額（ <u>法第294条の2第5項の規定により読み替えて適用される法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。</u> 以下この条において同じ。）が
省 略	省 略	省 略
第30条の2第4項	<u>法人の資本金等の額又は</u>	<u>法人に係る固有法人の資本金等の額又は当該法人の</u>
	<u>現在における資本金等の額又は</u>	<u>現在における当該法人に係る固有法人の資本金等の額又は当該法人の</u>
第30条の2第5項から第7項まで)の資本金等の額)に係る固有法人の資本金等の額
省 略	省 略	省 略

(法人の均等割の税率)

第30条の2 省 略

2-3 省 略

4 第1項の場合において、第2項第1号から第3号までに掲げる法人の資本金等の額又は従業者数の合計数は、それぞれこれらの号に定める日（同項第1号に掲げる法人で第52条第1項の法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告

書を提出する義務があるもの及び第2項第2号に掲げる法人にあつては、当該法人の資本金等の額については、政令で定める日）現在における資本金等の額又は従業者数の合計数による。

- 4 第1項の場合において、第2項第1号から第3号までに掲げる法人の従業者数の合計数は、それぞれこれらの号に定める日現在における従業者数の合計数による。
- 5 第2項第1号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、同号に定める日（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、政令で定める日）現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表の第1号オ中「資本金等の額が」とあるのは「第2項第1号に定める日（同法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、第5項に規定する政令で定める日。以下この表において同じ。）現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」と、同表の第2号から第9号までの規定中「資本金等の額が」とあるのは「第2項第1号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。
- 6 第2項第2号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、政令で定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「第6項に規定する政令で定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。
- 7 第2項第3号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、同号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「第2項第3号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

（法人の市民税の申告納付）

第52条 省 略

- 2 連結事業年度（連結子法人（法人税法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。
第12号の7

以下この節において同じ。）が同法第4条の5第1項又は第2項（同項第4号及び第5号に係る部分に限る。）の規定により同法第4条の2の承認を取り消された場合（同法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度開始の日に当該承認を取り消された場合を除く。）のその

取り消された日の前日の属する事業年度（新たに設立された連結子法人のうち適格合併（同法第2条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この条、次条、第53条の4、第53条の4の2及び第53条の4の4において同じ。）により設立されたもの以外のものの設立の日の属する事業年度を除く。）を含み、新たに設立された連結法人（同法第2条第12号の7の4に規定す
第12号の7の2

る連結法人をいう。以下この節において同じ。）（普通法人（同法第2条第9号に規定する普通法人をいう。第53条の4の4において同じ。）に限る。以下この項において同じ。）のうち適格合併により設立されたもの以外のものの設立の日の属する連結事業年度を除く。以下この項及び第9項において同じ。）が6月を超える連結法人で当該連結事業年度開始の日から6月の期間中において区内に事務所等を有するものは、総務省令で定める様式によつて、当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内に、前連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額又は当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額、均等割額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出し、及びその申告した市民税額を納付しなければならない。ただし、前連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額（同法第71条第1項第1号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。）を基準として政令で定めるところにより計算した金額若しくは当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額が100,000円以下である場合又はこれらの金額がない場合は、この限りでない。

3-7 省 略

8 第1項、第2項又は第4項の法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定の通知を受けたこと（当該法人が連結子法人である場合又は連結子法人であつた場合にあつては、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第
第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この節において同じ。）若しくは連結完全支
12号の6の7

配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定の通知を受けたこと）により、当該法人が前項各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該法人は、当該修正申告によつて増加した法人税額若しくは連結法人税額又は当該更正若しくは決定によつて納付すべき法人税額若しくは連結法人税額を納付すべき日までに、同項の規定によつて申告納付しなければならない。

9 - 11 省 略

(変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準の特例)

第64条 省 略

2 - 6 省 略

7 法附則第15条第34項の条例で定める割合は、3分の2とする。
第36項

8 法附則第15条第37項の条例で定める割合は、3分の2とする。
第39項

9 法附則第15条第38項の条例で定める割合は、4分の3とする。
第40項

附 則

1 - 22の2 省 略

(宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例)
平成27年度 平成29年度

23 宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に
平成27年度 平成29年度

係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について第64条の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この項から附則第27項までにおいて同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

23の2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の
平成27年度 平成29年度

宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

24 附則第23項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の
平成27年度 平成29年度

宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

25 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成24年
平成27年

度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、附則第23項の規定にかかわらず、当該
度 平成29年度

商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

26 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成24年度か
平成27年度

ら平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、附則第23項の規定にかかわらず、当該商業
平成29年度

宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

27 附則第23項及び第25項の「前年度分の固定資産税の課税標準額」とは、次の各号に掲げる宅地等の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 平成23年度に係る固定資産税の賦課期日に所在する宅地等（次号から第4号までに掲げる
平成26年度

宅地等のいずれかに該当するに至つた場合の当該宅地等を除く。） 省 略

(2) 平成24年度において新たに固定資産税を課することとなる宅地等又は同年度に係る賦課期
平成27年度

日において地目の変換等（地目の変換その他これに類する特別の事情をいう。以下同じ。）がある宅地等（次号又は第4号に掲げる宅地等のいずれかに該当するに至つた場合の当該宅地等を除く。） 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれに掲げる額

ア 平成24年度 省 略
平成27年度

イ 平成25年度又は平成26年度 省 略
平成28年度 平成29年度

- (3) 平成25年度において新たに固定資産税を課することとなる宅地等又は同年度に係る賦課期
平成28年度

日において地目の変換等がある宅地等（次号に掲げる宅地等に該当するに至つた場合の当該宅地等を除くものとし、当該地目の変換等がある宅地等にあつては、第63条第2項ただし書又は附則第19項の規定により当該土地に対して課する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格が、当該土地の類似土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に比準する価格によつて決定されるものに限る。） 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれに掲げる額

ア 平成25年度 省 略
平成28年度

イ 平成26年度 省 略
平成29年度

- (4) 平成26年度において新たに固定資産税を課することとなる宅地等又は同年度に係る賦課期
平成29年度

日において地目の変換等がある宅地等（第63条第3項ただし書若しくは第5項ただし書又は附則第19項若しくは第20項の規定により当該土地に対して課する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格が、当該土地の類似土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に比準する価格によつて決定されるものに限る。） 省 略

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する平成25年度分及び平成26年度分
平成27年度から平成29年度までの各年

の固定資産税の特例）

度分

28 前項第1号から第3号までに掲げる宅地等で平成25年度及び平成26年度 の各年度に係る
平成27年度から平成29年度まで

賦課期日において次の表の左欄に掲げる宅地等に該当するもの（附則第28項の3の規定の適用を受ける宅地等を除く。）のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表

の右欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「用途変更宅地等」という。）に係る当該各年度分の固定資産税については、法附則第17条第6号に規定する前年度課税標準額は、同号イの規定にかかわらず、当該用途変更宅地等に係る当該各年度の前年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に、当該用途変更宅地等が当該各年度に係る賦課期日において該当した同表の左欄に掲げる宅地等に当該各年度の前年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において固定資産税を課されたもの（以下この項及び次項において「特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において区内に所在したものに係る特定用途前年度課税標準額の総額を当該特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において区内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額とする。

省 略

28の2 前項の「特定用途前年度課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 平成27年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

ア イに掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る平成26年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第64条の2の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

イ 平成26年度分の固定資産税について大阪州市税条例等の一部を改正する条例（平成27年大阪州市条例第75号）第1条の規定による改正前のこの条例（以下「平成27年改正前の条例」という。）附則第23項から第27項までの規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「平成27年改正前の地方税法」という。）第349条の3又は平成27年改正前の地方税法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

(1) 平成25年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

(2) 平成28年度

ア イに掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る平成24年
平成27年

度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該特定用途宅地等が同年度分の固定
度分

資産税について第64条の2の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額)

イ 平成24年度分の固定資産税について附則第23項から第27項までの規定の適用を受ける特
平成27年度分

定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について法第349条の3又は地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）第1条の規定による改
法

正前の法（以下「平成25年改正前の地方税法」という。）附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)

(2) 平成26年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

(3) 平成29年度

ア イに掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る平成25年
平成28年

度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該特定用途宅地等が同年度分の固定
度分

資産税について第64条の2の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額)

イ 平成25年度分の固定資産税について附則第23項から第27項までの規定の適用を受ける特
平成28年度分

定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について地方税法
法

等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法
（以下「平成26年改正前の地方税法」という。）第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)

28の3 附則第27項第2号に掲げる宅地等で平成27年度に係る賦課期日において附則第28項の表の左欄に掲げる宅地等に該当するもののうち当該宅地等の類似土地が平成26年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の右欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「平成27

年度類似用途変更宅地等」という。)、附則第27項第3号に掲げる宅地等で平成25年度に係る賦課期日において附則第28項の表の左欄に掲げる宅地等に該当するもののうち当該宅地等の類似
平成28年度

同表

土地が平成24年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の右欄に掲げる宅地等に該当したものの
平成27年度

(以下この項において「平成25年度類似用途変更宅地等」という。) 又は附則第27項第4号に
平成28年度類似用途変更宅地等

掲げる宅地等で平成26年度に係る賦課期日において同表の左欄に掲げる宅地等に該当するもの
平成29年度

のうち当該宅地等の類似土地が平成25年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の右欄に掲げ
平成28年度

る宅地等に該当したもの (以下この項において「平成26年度類似用途変更宅地等」という。)
平成29年度類似用途変更宅地等

に係る法附則第17条第7号に規定する比準課税標準額は、同号の規定にかかわらず、平成27年
度類似用途変更宅地等に係る平成27年度分の固定資産税にあつては第1号に掲げる額、平成25
平成28

年度類似用途変更宅地等に係る平成25年度分の固定資産税にあつては第1号に掲げる額、平成
年度類似用途変更宅地等 平成28年度分 第2号 平成

26年度類似用途変更宅地等に係る平成26年度分の固定資産税にあつては第2号に掲げる額とす
29年度類似用途変更宅地等 平成29年度分 第3号

る。

(1) 当該平成27年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る平成26年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該平成27年度類似用途変更宅地等が平成27年度に係る賦課期日において該当した附則第28項の表の左欄に掲げる宅地等に平成26年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において固定資産税を課されたもの (以下この号及び次項第1号において「平成26年度類似特定用途宅地等」という。) で同年度に係る賦課期日において区内に所在したものに係る平成26年度類似課税標準額の総額を当該平成26年度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において区内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

(1) 当該平成25年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る平成24年度分の固定資産税の課税標準
(2) 平成28年度類似用途変更宅地等 平成27年度分

準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該平成25年度類似用途変更宅地等が平成25年度
平成28年度類似用途変更宅地等 平成28年度

に係る賦課期日において該当した附則第28項の表の左欄に掲げる宅地等に平成24年度に係る
平成27年度

賦課期日において該当した土地のうち同年度において固定資産税を課されたもの（以下この
号及び次項第1号において「平成24年度類似特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦
第2号 平成27年度類似特定用途宅地等

課期日において区内に所在したものに係る平成24年度類似課税標準額の総額を当該平成24年
平成27年度類似課税標準額 平成27年

度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において区内に所在したものに係る同年度分
度類似特定用途宅地等

の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

- (2) 当該平成26年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る平成25年度分の固定資産税の課税標
(3) 平成29年度類似用途変更宅地等 平成28年度分

準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該平成26年度類似用途変更宅地等が平成26年度
平成29年度類似用途変更宅地等 平成29年度

に係る賦課期日において該当した附則第28項の表の左欄に掲げる宅地等に平成25年度に係る
平成28年度

賦課期日において該当した土地のうち同年度において固定資産税を課されたもの（以下この
号及び次項第2号において「平成25年度類似特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦
第3号 平成28年度類似特定用途宅地等

課期日において区内に所在したものに係る平成25年度類似課税標準額の総額を当該平成25年
平成28年度類似課税標準額 平成28年

度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において区内に所在したものに係る同年度分
度類似特定用途宅地等

の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

28の4 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 平成26年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

ア イに掲げる平成26年度類似特定用途宅地等以外の平成26年度類似特定用途宅地等 当該
平成26年度類似特定用途宅地等に係る平成26年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつ
た価格（当該平成26年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第64条の2
の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

イ 平成26年度分の固定資産税について平成27年改正前の条例附則第23項から第27項までの
規定の適用を受ける平成26年度類似特定用途宅地等 当該平成26年度類似特定用途宅地等
に係るこれらの規定に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該平成
26年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について平成27年改正前の地方税法第

349条の3又は平成27年改正前の地方税法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)

- (1) $\frac{\text{平成24年度類似課税標準額}}{\text{平成27年度類似課税標準額}}$ 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額
(2) $\frac{\text{平成24年度類似特定用途宅地等}}{\text{平成27年度類似特定用途宅地等}}$

ア イに掲げる $\frac{\text{平成24年度類似特定用途宅地等}}{\text{平成27年度類似特定用途宅地等}}$ 以外の $\frac{\text{平成24年度類似特定用途宅地等}}{\text{平成27年度類似特定用途宅地等}}$ 当該

$\frac{\text{平成24年度類似特定用途宅地等}}{\text{平成27年度類似特定用途宅地等}}$ に係る $\frac{\text{平成24年度分}}{\text{平成27年度分}}$ の固定資産税の課税標準の基礎となつ

た価格 (当該 $\frac{\text{平成24年度類似特定用途宅地等}}{\text{平成27年度類似特定用途宅地等}}$ が同年度分の固定資産税について第64条の2

の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額)

イ $\frac{\text{平成24年度分}}{\text{平成27年度分}}$ の固定資産税について附則第23項から第27項までの規定の適用を受ける $\frac{\text{平成24年度類似特定用途宅地等}}{\text{平成27年度類似特定用途宅地等}}$

当該 $\frac{\text{平成24年度類似特定用途宅地等}}{\text{平成27年度類似特定用途宅地等}}$ に係るこれらの規定に

規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額 (当該 $\frac{\text{平成24年度類似特定用途宅地等}}{\text{平成27年度類似特定用途宅地等}}$

が同年度分の固定資産税について法第349条の3又は平成25年改正前の地方税法附則

第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)

- (2) $\frac{\text{平成25年度類似課税標準額}}{\text{平成28年度類似課税標準額}}$ 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額
(3) $\frac{\text{平成25年度類似特定用途宅地等}}{\text{平成28年度類似特定用途宅地等}}$

ア イに掲げる $\frac{\text{平成25年度類似特定用途宅地等}}{\text{平成28年度類似特定用途宅地等}}$ 以外の $\frac{\text{平成25年度類似特定用途宅地等}}{\text{平成28年度類似特定用途宅地等}}$ 当該

$\frac{\text{平成25年度類似特定用途宅地等}}{\text{平成28年度類似特定用途宅地等}}$ に係る $\frac{\text{平成25年度分}}{\text{平成28年度分}}$ の固定資産税の課税標準の基礎となつ

た価格 (当該 $\frac{\text{平成25年度類似特定用途宅地等}}{\text{平成28年度類似特定用途宅地等}}$ が同年度分の固定資産税について第64条の2

の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額)

イ $\frac{\text{平成25年度分}}{\text{平成28年度分}}$ の固定資産税について附則第23項から第27項までの規定の適用を受ける $\frac{\text{平成25年度類似特定用途宅地等}}{\text{平成28年度類似特定用途宅地等}}$

当該 $\frac{\text{平成25年度類似特定用途宅地等}}{\text{平成28年度類似特定用途宅地等}}$ に係るこれらの規定に

規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額 (当該 $\frac{\text{平成25年度類似特定用途宅地等}}{\text{平成28年度類似特定用途宅地等}}$

地等が同年度分の固定資産税について平成26年改正前の地方税法第349条の3又は法附則地等
法

第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)

28の5 平成25年度及び平成26年度 の各年度に係る賦課期日において小規模住宅用地である
平成27年度から平成29年度まで

部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用地等である部分のうちいずれか2以上を併せ有する宅地等に係る当該各年度分の固定資産税に係る附則第23項から前項まで及び法附則第17条の規定の適用については、当該小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用地等である部分をそれぞれ1の宅地等とみなす。

(農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例)
平成27年度 平成29年度

29 農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額については、法附則
平成27年度 平成29年度

第19条に定めるところによる。

30-42 省 略

(宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例)
平成27年度 平成29年度

43 宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に
平成27年度 平成29年度

係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について第136条の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この項から附則第44項までにおいて同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下この項から附則第43項の3までにおいて「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

43の2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の
平成27年度 平成29年度

宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分

の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

43の3 附則第43項の規定の適用を受ける宅地等に係る 平成24年度から平成26年度までの各年度
平成27年度 平成29年度

分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、附則第43項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

43の4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る 平成
平成

24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第43項の規定にかかわらず、
27年度 平成29年度

当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

44 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る 平成24年度か
平成27年度

ら平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第43項の規定にかかわらず、当該商業
平成29年度

地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となる

べき額とした場合における都市計画税額とする。

45 省 略

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する平成25年度分及び平成26年度分
平成27年度から平成29年度までの各年

の都市計画税の特例)

度分

46 前項において読み替えられた附則第27項第1号から第3号までに掲げる宅地等で平成25年度
平成27年度

及び平成26年度 の各年度に係る賦課期日において次の表の左欄に掲げる宅地等に該当する
から平成29年度まで

もの(附則第46項の3の規定の適用を受ける宅地等を除く。)のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の右欄に掲げる宅地等に該当したもの(以下この項において「用途変更宅地等」という。)に係る当該各年度分の都市計画税については、法附則第17条第6号に規定する前年度課税標準額は、同号ロの規定にかかわらず、当該用途変更宅地等に係る当該各年度の前年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に、当該用途変更宅地等が当該各年度に係る賦課期日において該当した同表の左欄に掲げる宅地等に当該各年度の前年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において都市計画税を課されたもの(以下この項及び次項において「特定用途宅地等」という。)で同年度に係る賦課期日において区内に所在したものに係る特定用途前年度課税標準額の総額を当該特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において区内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額とする。

省 略

46の2 前項の「特定用途前年度課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 平成27年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

ア イに掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る平成26年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(当該特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第136条の2の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額)

イ 平成26年度分の都市計画税について平成27年改正前の条例附則第43項から第45項までの規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する

同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について平成27年改正前の地方税法第349条の3（第20項を除く。）又は平成27年改正前の地方税法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

- (1) 平成25年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額
- (2) 平成28年度

ア イに掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る平成24年
平成27年

度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該特定用途宅地等が同年度分の都市

計画税について第136条の2の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

イ 平成24年度分の都市計画税について附則第43項から第45項までの規定の適用を受ける特
平成27年度分

定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は平成25年改正前の地方税法附則第15条から第15条の3まで
法

の規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

- (2) 平成26年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額
- (3) 平成29年度

ア イに掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る平成25年
平成28年

度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該特定用途宅地等が同年度分の都市

計画税について第136条の2の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

イ 平成25年度分の都市計画税について附則第43項から第45項までの規定の適用を受ける特
平成28年度分

定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について平成26年
法

改正前の地方税法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの

規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)

46の3 附則第45項において読み替えられた附則第27項第2号に掲げる宅地等で平成27年度に係る賦課期日において附則第46項の表の左欄に掲げる宅地等に該当するもののうち当該宅地等の類似土地が平成26年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の右欄に掲げる宅地等に該当したもの(以下この項において「平成27年度類似用途変更宅地等」という。)、附則第27項第3号に掲げる宅地等で平成25年度に係る賦課期日において附則第46項の表の左欄に掲げる宅地等に該当するもののうち当該宅地等の類似土地が平成24年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の

平成27年度

右欄に掲げる宅地等に該当したもの(以下この項において「平成25年度類似用途変更宅地等」平成28年度類似用途変更宅地等

という。)又は附則第27項第4号に掲げる宅地等で平成26年度に係る賦課期日において同表の平成29年度

左欄に掲げる宅地等に該当するもののうち当該宅地等の類似土地が平成25年度に係る賦課期日平成28年度

においてそれぞれ同表の右欄に掲げる宅地等に該当したもの(以下この項において「平成26年平成29年

度類似用途変更宅地等」という。)に係る法附則第17条第7号に規定する比準課税標準額は、度類似用途変更宅地等

同号の規定にかかわらず、平成27年度類似用途変更宅地等に係る平成27年度分の都市計画税にあつては第1号に掲げる額、平成25年度類似用途変更宅地等に係る平成25年度分の都市計画税平成28年度類似用途変更宅地等 平成28年度分

にあつては第1号に掲げる額、平成26年度類似用途変更宅地等に係る平成26年度分の都市計画第2号 平成29年度類似用途変更宅地等 平成29年度分

税にあつては第2号に掲げる額とする。第3号

- (1) 当該平成27年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る平成26年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該平成27年度類似用途変更宅地等が平成27年度に係る賦課期日において該当した附則第46項の表の左欄に掲げる宅地等に平成26年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において都市計画税を課されたもの(以下この号及び次項第1号において「平成26年度類似特定用途宅地等」という。)で同年度に係る賦課期日において区内に所在したものに係る平成26年度類似課税標準額の総額を当該平成26年度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において区内に所在したものに係る同年度分

の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

- (1) 当該平成25年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る平成24年度分の固定資産税の課税標準
(2) $\frac{\text{平成28年度類似用途変更宅地等}}{\text{平成27年度分}}$

準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該平成25年度類似用途変更宅地等が平成25年度
 $\frac{\text{平成28年度類似用途変更宅地等}}{\text{平成28年度}}$

に係る賦課期日において該当した附則第46項の表の左欄に掲げる宅地等に平成24年度に係る
 $\frac{\text{平成27年度}}$

賦課期日において該当した土地のうち同年度において都市計画税を課されたもの（以下この
号及び次項第1号において「平成24年度類似特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦
第2号 $\frac{\text{平成27年度類似特定用途宅地等}}$

課期日において区内に所在したものに係る平成24年度類似課税標準額の総額を当該平成24年
 $\frac{\text{平成27年度類似課税標準額}}{\text{平成27年}}$

度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において区内に所在したものに係る同年度分
度類似特定用途宅地等

の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

- (2) 当該平成26年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る平成25年度分の固定資産税の課税標準
(3) $\frac{\text{平成29年度類似用途変更宅地等}}{\text{平成28年度分}}$

準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該平成26年度類似用途変更宅地等が平成26年度
 $\frac{\text{平成29年度類似用途変更宅地等}}{\text{平成29年度}}$

に係る賦課期日において該当した附則第46項の表の左欄に掲げる宅地等に平成25年度に係る
 $\frac{\text{平成28年度}}$

賦課期日において該当した土地のうち同年度において都市計画税を課されたもの（以下この
号及び次項第2号において「平成25年度類似特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦
第3号 $\frac{\text{平成28年度類似特定用途宅地等}}$

課期日において区内に所在したものに係る平成25年度類似課税標準額の総額を当該平成25年
 $\frac{\text{平成28年度類似課税標準額}}{\text{平成28年}}$

度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において区内に所在したものに係る同年度分
度類似特定用途宅地等

の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

46の4 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 平成26年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

ア イに掲げる平成26年度類似特定用途宅地等以外の平成26年度類似特定用途宅地等 当該
平成26年度類似特定用途宅地等に係る平成26年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつ
た価格（当該平成26年度類似特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第136条の

2の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額)

イ 平成26年度分の都市計画税について平成27年改正前の条例附則第43項から第45項までの規定の適用を受ける平成26年度類似特定用途宅地等 当該平成26年度類似特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該平成26年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について平成27年改正前の地方税法第349条の3（第20項を除く。）又は平成27年改正前の地方税法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

- (1) 平成24年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額
(2) 平成27年度類似課税標準額

ア イに掲げる 平成24年度類似特定用途宅地等以外の 平成24年度類似特定用途宅地等 当該 平成27年度類似特定用途宅地等

平成24年度類似特定用途宅地等に係る 平成24年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつ 平成27年度類似特定用途宅地等 平成27年度分

た価格（当該 平成24年度類似特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第136条の 平成27年度類似特定用途宅地等

2の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額)

イ 平成24年度分の都市計画税について附則第43項から第45項までの規定の適用を受ける 平成27年度分

平成24年度類似特定用途宅地等 当該 平成24年度類似特定用途宅地等に係るこれらの規定に 平成27年度類似特定用途宅地等

規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該 平成24年度類似特定用途宅地等 平成27年度類似特定用途宅地等

平成24年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は 平成25年改正法

平成25年改正法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)

- (2) 平成25年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額
(3) 平成28年度類似課税標準額

ア イに掲げる 平成25年度類似特定用途宅地等以外の 平成25年度類似特定用途宅地等 当該 平成28年度類似特定用途宅地等

平成25年度類似特定用途宅地等に係る 平成25年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつ 平成28年度類似特定用途宅地等 平成28年度分

た価格（当該 平成25年度類似特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第136条の 平成28年度類似特定用途宅地等

2の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額)

イ 平成25年度分の都市計画税について附則第43項から第45項までの規定の適用を受ける $\frac{\text{平成25年度分}}{\text{平成28年度分}}$

$\frac{\text{成25年度類似特定用途宅地等}}{\text{成28年度類似特定用途宅地等}}$ 当該平成25年度類似特定用途宅地等に係るこれらの規定に
平成28年度類似特定用途宅地等

規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額 (当該平成25年度類似特定用途宅
平成28年度類似特定用途宅

地等が同年度分の固定資産税について平成26年改正前の地方税法第349条の3 (第20項を
地等 法

除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、
当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)

46の5 平成25年度及び平成26年度 の各年度に係る賦課期日において小規模住宅用地である
平成27年度から平成29年度まで

部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用宅地等である部分のうちいずれか2以上を併せ有
する宅地等に係る当該各年度分の都市計画税に係る附則第43項から前項まで及び法附則第17条
の規定の適用については、当該小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住
宅用宅地等である部分をそれぞれ1の宅地等とみなす。

(農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例)
平成27年度 平成29年度

47 農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額については、法附則
平成27年度 平成29年度

第26条に定めるところによる。

48-109 省 略

110 削除

(法人の市民税に係る特例)

111 当分の間、租税特別措置法第42条の4第11項に規定する連結子法人の各事業年度の法人の
市民税にあつては、当該事業年度の法人税額について同項の規定により加算された金額がある
場合における第53条第1項、第5項、第8項及び第11項の規定の適用については、これらの規
定中「第42条の5第5項」とあるのは「第42条の4第11項、第42条の5第5項」とする。

110及び111 削除

(法人の市民税に係る特例)

112 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成4年法律第14号)附則第20条第2項の規定に
よりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第42条の7第6項、租

税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第26条第2項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第42条の7第16項において準用する租税特別措置法第42条の7第6項、所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）附則第92条若しくは第95条第2項の規定によりその例によることとされる同法第12条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の8第6項若しくは第7項若しくは第42条の11第6項若しくは第7項、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）附則第106条の規定によりその例によることとされる同法第13条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の11第11項若しくは第12項、所得税法等の一部を改正する法律（平成19年法律第6号）附則第89条、第90条第6項、第91条若しくは第92条の規定によりその例によることとされる同法第12条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の6第6項若しくは第7項、第42条の7第6項若しくは第7項、第42条の10第6項若しくは第7項若しくは第42条の11第6項若しくは第7項、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）附則第77条の規定によりなお効力を有することとされる同法第18条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の11第5項、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号。以下この項において「平成23年所得税法等改正法」という。）附則第55条の規定によりなお効力を有することとされる平成23年所得税法等改正法第19条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の5第5項若しくは平成23年所得税法等改正法附則第58条の規定によりその例によることとされる平成23年所得税法等改正法第19条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の7第7項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）附則第22条の規定によりなお効力を有することとされる同法第1条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の10第5項又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第16号）附則第14条第2項及び第3項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第63条第1項若しくは第63条の2第1項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成8年法律第17号）附則第15条の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第62条の3第1項若しくは第8項、第63条第1項若しくは第63条の2第1項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号。以下この項において「平成10年租税特別措置法改正法」という。）附則第20条第3項の規定によりその例によることとされる平成10年租税特別措置法改正法第1条の規定による改正前の租税特別措置法第63条の2第1項若しくは平成10年租税特別措置法改正法附則第20条第4項の規定によりなお

効力を有することとされる平成10年租税特別措置法改正法第1条の規定による改正前の租税特別措置法第63条の2第1項の規定により法人税額について
又は所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）附則

第73条第1項の規定によりその例によることとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の4第11項の規定により

加算された金額がある場合における第53条第1項、第5項、第8項及び第11項の規定の適用については、これらの規定中「第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額」とあるのは「第62条の3第1項若しくは第8項（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成8年法律第17号）附則第15条第1項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第62条の3第1項又は第8項を含む。）、第63条第1項（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第16号）附則第14条第2項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第63条第1項を含む。）（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成8年法律第17号）附則第15条第2項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第63条第1項を含む。）又は 所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）附則第92条若しくは

第95条第2項の規定によりその例によることとされる同法第12条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の8第6項若しくは第7項若しくは第42条の11第6項若しくは第7項、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）附則第106条の規定によりその例によることとされる同法第13条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の11第11項若しくは第12項、所得税法等の一部を改正する法律（平成19年法律第6号）附則第89条、第90条第6項、第91条若しくは第92条の規定によりその例によることとされる同法第12条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の6第6項若しくは第7項、第42条の7第6項（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成4年法律第14号）附則第20条第2項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第42条の7第6項を含む。）（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第26条第2項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第42条の7第16項において準用する場合を含む。）若しくは第7項、第42条の10第6項若しくは第7項若しくは第42条の11第6項若しくは第7項、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）附則第77条の規定によりなお効力を有することとされる同法第18条の規定による改正前の租税特別措置法

第42条の11第5項、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号。以下この項において「平成23年所得税法等改正法」という。）附則第55条の規定によりなお効力を有することとされる平成23年所得税法等改正法第19条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の5第5項若しくは平成23年所得税法等改正法附則第58条の規定によりその例によることとされる平成23年所得税法等改正法第19条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の7第7項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）附則第22条の規定によりなお効力を有することとされる同法第1条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の10第5項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第16号）附則第14条第3項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第63条の2第1項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成8年法律第17号）附則第15条第3項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第63条の2第1項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号。以下この項において「平成10年租税特別措置法改正法」という。）附則第20条第3項の規定によりその例によることとされる平成10年租税特別措置法改正法第1条の規定による改正前の租税特別措置法第63条の2第1項若しくは平成10年租税特別措置法改正法附則第20条第4項の規定によりなお効力を有することとされる平成10年租税特別措置法改正法第1条の規定による改正前の租税特別措置法第63条の2第1項の規定により加算された金額又は所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）附則第73条第1項の規定によりその例によることとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の4第11項の規定により加算された金額（同条第6項又は第7項の規定により控除された金額に限る。）とする。

112の2 - 114 省 略

115 整備法第40条第1項の規定により存続する一般社団法人であつて整備法第106条第1項の登記をしていないものについては公益社団法人とみなし、整備法第40条第1項の規定により存続する一般財団法人であつて整備法第106条第1項の登記をしていないものについては公益財団法人とみなして、法第348条第2項第9号、第9号の2、第12号及び第26号並びに第7項並びに法附則第15条第20項の規定を適用する。

第22項

116 - 131 省 略

132 東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者（当該償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内

に平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市長（法第389条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は大阪府知事）が認める償却資産を取得（共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。）し、又は当該損壊した償却資産を改良した場合における当該取得され、又は改良された償却資産（改良された償却資産にあつては、当該償却資産の当該改良された部分とし、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産又は当該取得され、若しくは改良された償却資産が共有物である場合にあつては、当該償却資産のうち滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして政令で定める部分とする。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第63条の2の規定にかかわらず、当該償却資産が取得され、又は改良された日後最初に固定資産税を課することとなつた年度から4年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の2分の1の額（法第349条の3又は法附則第15条（第27項を除く。）から第15条の3までの規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定に

より課税標準とされる額の2分の1の額）とする。

133-134 省 略

135 居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域内に所在していた償却資産（以下この項において「対象区域内償却資産」という。）の同日における所有者（当該対象区域内償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して3月を経過する日までの間に、当該対象区域内償却資産に代わるものと市長（法第389条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は大阪府知事）が認める償却資産を取得（共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。）した場合における当該取得された償却資産（当該対象区域内償却資産又は当該取得された償却資産が共有物である場合にあつては、当該償却資産のうち対象区域内償却資産に代わるものとして政令で定める部分とする。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第63条の2の規定にかかわらず、当該償却資産が取得された日後最初に固定資産税を課することとなつた年度から4年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の2分の1の額（法第349条の3又は法附則第15条（第27項を除く。）から第15条の

3までの規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の

2分の1の額)とする。

136-148 省 略

大阪州市税条例の一部を改正する条例（平成26年大阪州市条例第80号）（抄）

第1条 大阪州市税条例（昭和29年大阪州市条例第16号）の一部を次のように改正する。

省 略

第30条の2第4項中「除く。）」を「除く。）」又は第144条の3第1項（同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く。）」に改める。

省 略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)－(2) 省 略

(3) 第1条中大阪州市税条例第84条の改正規定（同条第2号ア中「3,100円」を「3,900円」に、「5,500円」を「6,900円」に、「7,200円」を「10,800円」に、「3,000円」を「3,800円」に、「4,000円」を「5,000円」に改める部分に限る。）並びに附則第14項及び第17項（第1条の規定による改正後の大阪州市税条例（以下「新条例」という。）附則第58項に係る部分を除く。）の規定 省 略

(4) 省 略

(5) 第1条中大阪州市税条例第10条第3項、第30条の2第4項、第35条第1項、第52条第1項、第9項及び第10項、第53条第8項から第10項まで並びに第53条の2の改正規定、同条例第53条の3の改正規定（「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下「外国法人」という。）を「外国法人」に改める部分に限る。）並びに同条例第53条

の4の2第1項及び

の改正規定、同条例第84条の改正規定（同条第2号ア中「3,100円」を「3,900

円」に、「5,500円」を「6,900円」に、「7,200円」を「10,800円」に、「3,000円」を「3,800

第134条の11第1項

円」に、「4,000円」を「5,000円」に改める部分を除く。）並びに同条例

の改正規定並びに同条例附則第58項から第78項まで及び第129項の改正規定並びに第2条並

びに附則第12項、第15項、第16項 及び第17項（新条例附則第58項に係る部分に限
第14項の2から第16項まで

る。）の規定 省 略

(6)-(7) 省 略

2-13 省 略

(軽自動車税に関する経過措置)

14 新条例第84条第2号ア(3輪のもの及び4輪以上のものに係る部分に限る。)の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

14の2 新条例第84条第1号、第2号ア(2輪のもの(側車付のものを含む。)及びその他のものに係る部分に限る。)及びイ並びに第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

15-19 省 略

(参 考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略